

誰かに贈与したい方

空き家解体でお困りの方

# 宅地を手放す テババナス

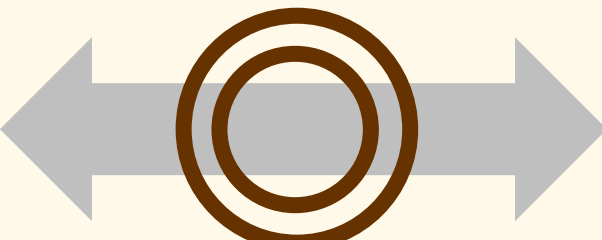
空き家の土地（宅地）を手放したい所有者と、宅地を欲しい方を結ぶ宅地登録制度を新たに始めます。登録された物件を「武雄市ホームページ」で紹介します。所有や管理でお困りの方は、まずは空き家対策係へご相談ください。

- ▶ 固定資産税が上がるので解体できない
- ▶ 空き家を解体する費用が無い
- ▶ 維持費や労力の負担が大きく管理できない
- ▶ 買い手が見つらず、金額を下げても売れない

- ▶ 家を建てるために土地を探している
- ▶ 駐車できる土地を探している
- ▶ 建物や外構工事に費用をかけたい



解体できない・手放したい



マッチング



宅地を安く手に入りたい

たとえば・・・ 土地価格 **300万円** ・ 建物価格 資産価値無（0円） ・ 解体費用 **120万円**

※負担額に贈与や売買に係る仲介手数料、税金、その他諸費用は含んでいません。

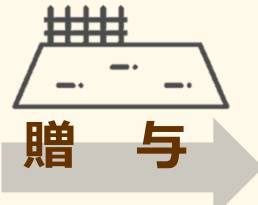


## 空き家を解体し、宅地を贈与



負担 **120万円**

・ 宅地を手放したい。  
買い手が現れたら解体する



・ 宅地をもらう



負担 **0円**

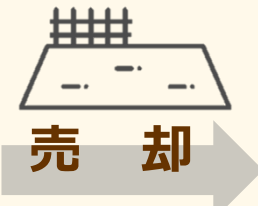


## 宅地を解体費用で売却



負担 **0円** (売却費120万円-解体費120万円)

・ 宅地が解体費用で、  
売却できたら解体する



・ 宅地を解体費用で購入する



負担 **120万円**



## 宅地も空き家も贈与



負担 **0円**

・ 宅地をあげるので、  
建物付きで手放したい



・ 土地建物をもらい、解体する



負担 **120万円**

※いずれのパターンも、土地価格300万円より安価で土地を取得できる

※この制度は、空き家の減少と宅地の活用促進を目的としています。  
 ※登録できる宅地は、空き家が存在している土地です。  
 ※相続登記が済んでいない土地は登録できません。  
 ※空き家付き土地の取得者（Pt3）は、空き家を解体することが条件です。  
 ※贈与側に「みなし譲渡所得税」や受贈側に「贈与税」が発生する場合があります。